

1 頭髪服装規定

(1) 男子

- ① (制服上着 冬)
 - ・黒色の標準型学生服、校章入りボタンつき。
 - ・上着の中に着るシャツやトレーナーなどは、華美でないものとする。
 - ・制服上着の袖や首などからシャツやトレーナーが出ないように着こなす。
- ② (制服ズボン 夏・冬)
 - ・黒色の標準型学生服ズボン。
- ③ (制服シャツ 夏) 【学校指定】
 - ・左胸のポケットに校章の刺しゅう入り半袖シャツ。
 - (長袖カッターシャツ 合) ・市販のものでよいが、白色の無地とし、ボタンや糸等も白色のもの。
 - ・シャツの中に着るインナー等は、無地で華美でないものとする。
- ④ (校章パッチ) ・冬用上着の詰めえりの左に付ける。

(2) 女子

- ① (制服ブレザー 冬) 【学校指定】
 - ・紺色サージのテーラードカラーのダブル型ブレザー、校章入りボタンつき。
- ② (制服ブラウス 冬・合) 【学校指定】
 - ・白地に紺色と赤色のストライプ入り長袖ブラウス。
- ③ (制服ベスト 冬・合) 【学校指定】
 - ・紺色サージの後ろにベルト付きのベスト。
- ④ (制服スカート 冬・合) 【学校指定】
 - ・丈はひざを基準。(膝蓋骨が隠れる) ※スラックスも選択可
- ⑤ (制服ネクタイ 冬・合) 【学校指定】
 - ・緑色のストライプ入りネクタイ。
- ⑥ (制服ブラウス 夏) 【学校指定】
 - ・白地のピンタック入り、前開きの半袖ブラウス。
 - ・ブラウスの中に着るインナー等は、無地で華美でないもの。
- ⑦ (制服スカート 夏) 【学校指定】
 - ・丈はひざを基準。(膝蓋骨が隠れる) ※スラックスも選択可
- ⑧ (制服ネクタイ 夏) 【学校指定】
 - ・赤色のストライプ入りネクタイ。
- ⑨ (セーター 冬・合) 【学校指定】
 - ・学校指定のセーター。
- ⑩ (校章パッチ) ・冬用ブレザーの左えりに付ける。

(3) 共通

- ① (ソックス) ※儀式では、黒または紺を着用。
 - ・華美でない無地。(ワンポイントは可)
 - ・タイツは、防寒用として華美でない無地のものを着用する。
- ② (靴)
 - ・グラウンドシューズ。(体育の授業で着用するもの) ・革靴。 ・運動靴。
- ③ (頭髪など)
 - ・パーマ、染髪等人工的に加工しない。 ・極端な長髪や変形の髪にならないようにし、目にかからないようにする。
 - ・髪が肩についたらゴムで結ぶ。(ゴムは華美でないもの) ・整髪料等は使用しない。 ・まゆの加工、化粧等は禁止。
 - ・リボン、カチューシャ等のヘアアクセサリは使用禁止。 ・ヘアピン等の使用は必要最小限とする。
- ④ (コート・ジャンパー・マフラー・ネックウォーマー・手袋)
 - ・防寒用。 ・華美でないもの。
 - ・自転車通学生はベンチコートのような長尺丈のものや、長いマフラーは避ける。

(4) 更衣移行期間 ・設定しない。 ※儀式等、制服を統一する日は別途指示する。

2 持ち物について

- (1) 携帯電話 ・『携帯電話の取扱いに関するガイドライン』(学校HP) 参照
 - ・大分県教育委員会の通知に基づき、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。
 - ・登下校時の安全・安心を目的とし、諸条件を満たす場合において、例外的に持込みを認める。
- (2) ICT機器 ・『学習用タブレット端末ガイドライン』(学校HP) 参照 ・情報モラル・セキュリティを守り、活用すること。
- (3) 通信機器 ・腕時計等、通信機能の付いたものは校内では使用できない。

3 自転車通学

- (1) 駐輪場の使用 ・駐輪場では所定の場所に駐輪し、自転車・ヘルメットに鍵をかける。 ※自転車はダブルロックが望ましい。
- (2) 「学校許可票」(ステッカー)
 - ・自転車通学許可された者は、「学校許可票」(ステッカー)を自転車に貼る。
 - ・「学校許可票」(ステッカー)をつけていない自転車を使用する場合は、その理由を担任に申し出る。
 - ・自転車の買い替え等で「学校許可票」(ステッカー)の再発行が必要な場合は、生徒指導担当に申し出る。
- (3) ヘルメットの着用 ※ヘルメットには記名をする。
 - ・自転車運動時(自転車にまたがったとき)には必ず着用しておく。
 - ・転倒時に外れることのないように、あごひもをしっかりと着用する。
- (4) 雨具 ※レインコートの色は、白、アイボリー等の明るい色が望ましい。 ※レインコートには記名をする。
 - ・雨天時はレインコートを着用し、傘差し運動はしない。 ・駐輪中の自転車にかける際は、風で飛ばされないための対策を講じる。

4 保護者による送迎について

- (1) 乗降場所 ・乗降場所は原則として弓道場横の駐車場のみ。校内およびその他の道路や他の施設では乗降禁止。
※夕方の遅い時間帯は、校内での乗車を許可。(3月～10月 18:30以降、11月～2月 17:30以降)
- (2) 送迎車ルール ・学校敷地の外周道路において、通学時間帯の送迎車は右回り(一方通行)とする。(道交法による一方通行道路ではない)

3 学校での過ごし方

項 目	時 間	生 徒 の 動 き
登 校	8:00 までが 望ましい	・交通ルールやマナーを守り、時間に余裕をもって登校する。 ・登校後、荷物を整理し、課題や Memoria の提出を完了させて着席する。 ・課題や提出物の期限が守れない場合は、必ず担当の先生に届ける。 ※日直は日誌を職員室に取りに行き、担任に朝の会の連絡事項を確認する。 ※貴重品等は朝のうちに担任に預ける。
朝の会	8:10～	※係は「朝の会」を始める。 ※日直は連絡事項を全員に伝える。
授業前	各時間の間の 10 分休み	・トイレ等をすませ、2分前着席、1分前静粛を行い授業の準備をする。 ・忘れ物は、授業前に先生に連絡する。 ※移動教室の際、係は教室の戸締まり・消灯をする。 ※ルーム長は2分前着席・1分前静粛は呼びかけをする。
授業中	8:25～	※ルーム長の号令で、あいさつをする。 ・「起立」「気をつけ」「お願いします」（全員）「着席」 ・事情があって授業に遅れた場合には、必ず先生に連絡する。 ※体調不良者は保健委員が世話をし、必要に応じ先生に連絡をする。
給 食	12:15～	・片付け、手洗いをし、すばやく着席する。 ・牛乳を飲んだらパックを折りたたんで片付ける。 ・「ごちそうさま」を言うまでは立ち歩かない。教室外に出ない。 ※生活委員は、牛乳の準備・配布・返却と、「いただきます」「ごちそうさま」の号令をかける。 ※保健委員は手洗い（手指の消毒）を呼び掛け、すばやく着席するように呼びかける。 ※自動販売機を利用する生徒は、担任の先生に許可を得る。
昼休み	12:40～	※教室・グラウンド・図書室等で過ごす。 ・他の教室等には行かない。 ・教室や廊下で暴れない。 ・次時の授業準備をする。
清 掃	(6 限 14:50～ 7 限 15:50～	・無駄話をせず、時間いっぱい黙々と清掃活動に取り組む。 ・「始め」と「終わり」のあいさつを行う。 ・他者と協力しながら、自分の役割・担当場所は責任をもってしっかりと行う。 ※環境委員は、清掃用具の点検やゴミ捨ても行う。
清掃後	(6 限 15:05～ 7 限 16:05～	・「帰りの会」がスムーズに行えるように準備をする。 ※係は配布物を取りに行く。 ※委員会や教科係は連絡事項を確認しておく。
帰りの会	(6 限 15:10～ 7 限 16:10～	・下校の準備をする。 ※係は配布物を配布する。 ※係は教科連絡を背面黒板に記入する。 ※委員会や教科係は連絡事項を全員に伝える。 ・Memoria と筆記用具を準備し、教科連絡等を Memoria に記入する。 ・元氣よく帰りのあいさつをする。
課 後	(6 限 15:25～ 7 限 16:25～	※部活動、委員会活動、補充学習等の時間。 ・用事のない生徒は速やかに下校する。 ※係は教室の環境整備を行い、担任に日誌等を提出する。

※1 日を通しての行動上の注意

- ・不要物を持ち込まない。
- ・他クラスに入らない。
- ・ベランダに出ない。
- ・持ち物には必ず記名し、物の貸し借りをしない。
- ・私物を整理整頓する（メッシュラックの上に荷物を置かない）。
- ・移動教室の場合はルーム長を先頭に廊下に2列で整列し、静かに移動する。
- ・集会時は並んで移動し、静かに入場する。
- ・校時に遅れた場合は、職員室で「入室許可証」に認印をもらって、担当の先生に渡す。
- ・校内の自動販売機は担任の許可を得て利用する。所定の場所で飲食する等、利用上のルールを守る。

※その他

- ・自宅学習の日は、原則 15:30 まで、自宅にて学習する。（外出禁止）
- ・登下校中、スーパーマーケット・商店・コンビニ等への立ち寄りはいしない。